

達 示 第 1 2 号
平成 2 5 年 8 月 1 日

福岡拘置所長

「遵守事項（受刑者）」の制定について

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 1 7 年法律第 5 0 号）第 7 4 条に基づき、当所における「遵守事項（受刑者）」を別紙のとおり定め、即日施行する。

遵 守 事 項

(受刑者)

福岡拘置所

じゅんしゅじこう 遵守事項

つぎ さだ じこう とうしょ しゅうよう あいだ とうしょ しょくいん
次に定める事項は、当所に収容されている間（当所の職員に
よって護送される場合も同じ。）、守らなければならない遵守
じこう
事項です。これに違反した場合は、「刑事収容施設及び被収容者等
じょうごう かん ほうりつ だい じょうだい こう もと どうほうだい
の処遇に関する法律」第150条第1項に基づき、同法第15
1 じょうだい こう さだ ちようばつ か
1 条第1項に定める懲罰を科されることがあります。また、そ
いはん こうい けいぼつほうれい ふ けいぼつ か
の違反行為が刑罰法令に触れるときは、さらに刑罰を科されるこ
ともあります。

だい 第1 じゅんしゅじこう 遵守事項

とうそう (逃走)

- 1 とうそう また とうそう くわだ
逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

じさつ (自殺)

- 2 じさつ くわだ
自殺を企ててはならない。

じしょうこういとう (自傷行為等)

- 3 じ こ しんたい こい きず もしくは いぶつ の こ とう
自己の身体を故意に傷つけ、若しくは異物を飲み込む等の
しんたい がい およ こうい また こうい
身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれらの行為
くわだ
を企ててはならない。

ぶんしんとう
(文身等)

- 4 文身を施し、又は髪若しくはまゆをそり込む等して、勝手に容ぼうを変えてはならない。

しさとつぼうがい
(視察妨害)

- 5 視察孔を壊し、若しくは汚損し、許可なく走り、又は隠れるなどして、職員による視察を妨害し、又は妨害することを企ててはならない。

ふせいれんらく
(不正連絡)

- 6 許可なく、又は許可された方法によらず、他人(自己以外の全ての者をいう。以下同じ。)、外部の団体等と連絡し、又は連絡することを企ててはならない。

きよしよく
(拒食)

- 7 故意に拒食を続けてはならない。

むだんりせきとう
(無断離席等)

- 8 許可なく、定められた就寝位置を変更したり、指定された席若しくは場所を離れ、又は立ち入りが禁止された場所に立ち入ってはならない。

しんりょうとう きよひ
(診療等の拒否)

- 9 健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否しては

ならない。生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に
疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療及び
医療上の措置を拒否してはならない。

（暴動等）

- 10 集団で騒ぎ、暴動を起こし、若しくはこれに加わり、又は
これらの行為を企ててはならない。

（火気不正使用等）

- 11 許可なく、火を発し、若しくは使用し、又はこれらの行為
を企ててはならない。

（建物等の損壊）

- 12 建物、設備、備品、給貸与品等を壊し、又は壊すことを企
ててはならない。

（設備等の機能妨害等）

- 13 電気、ガス、水道、非常ベル、通路その他の施設の設備等
の機能を妨害し、若しくはこれらを本来の用途に反して用い、
又はこれらの行為を企ててはならない。

（物品の喝取等）

- 14 他人の物品を盗み、だまし取り、又は脅し取ってはならな
い。

ふせいしようとう
(不正使用等)

- 15 使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠り、又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に用い、若しくは定められた使用方法に反して使用してはならない。

ふせいはいしょくとう
(不正配食等)

- 16 不正に、配食又は喫食してはならない。

おそんこういとう
(汚損行為等)

- 17 施設の建物、設備、備品等に落書きをし、若しくはこれらを汚損し、又は許可なく張り紙をしてはならない。

ざんぱんとうきとう
(残飯投棄等)

- 18 残飯、ごみ等を所定の場所以外に投棄若しくは放置し、また、みだりに、たんつばを吐くなど、施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。

ぶつびんふせいせいさくとう
(物品不正製作等)

- 19 許可なく物品(金銭を含む。以下同じ。)を製作し、加工し、所持し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又はこれらのごとを企ててはならない。

ふせいじゅじゅ
(不正授受)

- 20 許可なく他人と物品を授受し、又は授受することを企ててはならない。

さけ たばこ類の製造等
(酒・たばこ類の製造等)

- 21 酒類、たばこ若しくはこれらと類似のものを製造し、所持し、隠匿し、用い、若しくは他人と授受し、又はこれらの行為を企ててはならない。

シンナー等の吸飲
(シンナー等の吸飲)

- 22 シンナー又はこれと類似のものを吸飲し、又は吸飲することを企ててはならない。

ふせいせんたくとう
(不正洗濯等)

- 23 許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて拭身し、又は水をまきちらすなどして、水を不正に使用してはならない。

ぼうこうとう
(暴行等)

- 24 他人に暴行を加え、若しくは傷害を与え、又はこれらの行為を企ててはならない。

(けんか)

- 25 他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらのことを企

ててはならない。

^{きょうはくとう}
(脅迫等)

- 26 ^{たにん} 他人を^{きょうはく}脅迫し、^{いあつ}威圧し、^{だまし}だまし、^も若しくは^{こんわく}困惑させる^{げんどう}言動
をし、^{また}又は^{たにん}他人に^{たい}対して^{ぎむ}義務なきことを^{きょうよう}強要してはならな
い。

^{ぶじょくとう}
(侮辱等)

- 27 ^{たにん} 他人を^{ちゆうしょう}中傷し、^{ひぼう}ひぼうし、^も若しくは^{ぶじょく}侮辱し、^{また}又は^{たにん}他人に
^{たい}対し^{そぼう}粗暴な^{げんどう}言動をしてはならない。

^{せいおんそがい}
(静穏阻害)

- 28 ^{かべ} 壁や^{とびら}扉を^{たた}叩くなどして^{そうおん}騒音を^{はっ}発し、^{ほうか}放歌し、^{くちぶえ}口笛を^ふ吹き、
^{また}又は^{せいとう}正当な^{りゆう}理由がなく^{おおごえ}大声を^{はっ}発するなどして^{せいおん}静穏な^{かんきょう}環境を
^{がい}害してはならない。

^{きよぎふうせつるふ}
(虚偽風説流布)

- 29 ^{きよぎ} 虚偽の^{うわさ}噂を^{なが}流し、^{また}又は^{なが}流すことを^{くわだ}企ててはならない。

^{ふせいこうだん}
(不正交談)

- 30 ^{こうだん} 交談を^{きん}禁じられている^{ときまた}時又は^{ばしょ}場所において、^{せいとう}正当な^{りゆう}理由な
く^{こうだん}交談し、^{また}又は^{はな}話し^か掛けてはならない(交談を^{きん}禁じられてい
^{ときまた}る時又は^{ばしょ}場所については^{まつび}末尾に^{きさい}記載)。

しゅうだんけいせい
(集団形成)

- 31 他人に対する脅迫，威圧，要求若しくは反抗を目的として集団を形成し，又は形成することを企ててはならない。

ごととう
(かけ事等)

- 32 かけ事若しくはかけ事に類似する行為をし，又はこれらの行為を企ててはならない。

せいてきこういとう
(性的行為等)

- 33 他人との間で，又は他人に対して性的行為をしてはならない。若しくは他の被収容者と同じ布団に寝てはならない。

こういとう
(わいせつ行為等)

- 34 故意に他人に対して陰部等を露出し，又はわいせつな若しくは嫌悪の情を起こさせるような行為をしてはならない。

さぎょうきよひとう
(作業拒否等)

- 35 正当な理由なく，指定された作業を拒否し，怠け，又は妨害してはならない。

さぎょうあんぜんえいせいいはん
(作業安全衛生違反)

- 36 作業安全衛生に関し定められたこと又は指示されたことに違反して作業し，また，許可なく，作業用機械器具を作動させ，若しくは使用し，又は作業安全衛生のための装置等を

じょきよ いたどう も こうさく
除去し、移動し、若しくは工作してはならない。

さぎょうざいりょうおそんとう
(作業材料汚損等)

- 37 さぎょうじょう せいひん ざいりょう どうぐとう こい こわ おそん いんとく
作業上の製品、材料、道具等を故意に壊し、汚損し、隠匿
し、^{とうき}投棄し、^{また}又は故意に^{こい}不良製品を^{せいさく}製作してはならない。ま
た、これらのことを^{くわだ}企ててはならない。

どうさじげんきよひ
(動作時限拒否)

- 38 こい さだ どうさじげん したが きよひ
故意に定められた動作時限に従うことを拒否してはなら
ない。

しどうとう きよひとう
(指導等の拒否等)

- 39 せいとう りゆう けい かいしじ しゃくほうぜん しどう かいぜんしどう
正当な理由なく、刑執行開始時や釈放前の指導、改善指導
また ^{きょうかしどう} 教化指導を ^{きよひ} 拒否し、^{なま} 怠け、^{また} 又は ^{ぼうがい} 妨害してはならない。

はんぷくようきゅう
(反復要求)

- 40 しょくいん たい きょうよう ようきゅう く かい
職員に対し、強要にわたるような要求を繰り返してはな
らない。

きよぎしんこく
(虚偽申告)

- 41 しょくいん しょくむじょう ちょうさ しつもんとう たい きよぎ しんこく
職員の職務上の調査、質問等に対し、虚偽の申告をして
はならない。

れんこうとう きよひ
(連行等の拒否)

- 42 移送，転房等のための職員呼び出し若しくは連行を拒否し，又は妨害してはならない。

てんけんとう きよひとう
(点検等の拒否等)

- 43 職員による人員点検又は身体，着衣，居房若しくは物品の検査を拒否し，又は妨害してはならない。

しよくむしっこうぼうがい
(職務執行妨害)

- 44 職員の職務の執行を，暴行，脅迫その他の方法で妨げてはならない。

はんこうとう
(反抗等)

- 45 職員に対し，抗弁，無視その他不当な方法で反抗してはならない。

けいばつほうれいはん
(刑罰法令違反)

- 46 刑罰法令に違反する行為をしてはならない。

そそのか こういとう
(唆し行為等)

- 47 他の被収容者に対し，遵守事項又は特別遵守事項に反する行為をあおり，唆し，又は援助してはならない。

第2 職員の指示に対する違反

(指示違反)

第1の遵守事項に違反した場合のほか、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第74条第3項の規定に基づき職員が行った刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な生活及び行動についての指示に違反した場合にも、懲罰を科されることがあります。

注 交談を禁止する時及び場所

1 時

- (1) 就寝時間中
- (2) 人員点検中（点検準備中を含む。）
- (3) 連行中
- (4) 単独運動中
- (5) 護送途中
- (6) 就業中
- (7) 行事中及びその待機中
- (8) 各種教育中

2 場所

- (1) 現に収容されている居室とその他の場所との間
- (2) 面会待合室及びその廊下
- (3) 調室及びその廊下
- (4) 診察室（待合室を含む。）
- (5) 入浴場

(6) 理髮室

(7) 更衣室

3 その他職員が当所の規律及び秩序を維持するため必要があると認め、て交談を禁止することを指示した時及び場所